



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 10 日 (金)
第 8 7 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（5 件）（493～497）（東部振興課）・・・ 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関（498）（医療政策課）・・・・・・・ 4 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定候補薬物の指定の解除 （499）（医療指導課）・・・・・・・ 4 指定居宅サービス事業者の廃止の届出（500）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・ 5 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（501）（〃）・・・・・・・ 5 農用地利用配分計画の認可（502）（経営支援課）・・・・・・・ 5 種畜証明書の交付（503）（畜産課）・・・・・・・ 6 採石法による採取計画の認可の公表（504）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・ 9 指定障害児通所支援事業者の指定（505）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・ 9
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・ 10

告 示

鳥取県告示第493号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年9月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請のあった年月日

平成27年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

乾 和子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、自閉症児・者をはじめとする障害者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症に関する適切な療育、正しい知識の啓発、地域生活を支援する事業等を行い、もって自閉症児・者等の人権擁護及び教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第494号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年9月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請のあった年月日

平成27年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

清水 昭允

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市吉方109

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年(更正保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれらに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更正するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第495号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年9月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十人十色
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岸本 美鈴
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市用瀬町安蔵991
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第496号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年9月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さざなみ作業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
藤田 俊一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市田島814
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取大学附属特別支援学校に在籍する児童生徒及び卒業生を始めとする鳥取市及び周辺地域の障害児・者が、その生涯を通して楽しく心豊かな生活を実現するため、それぞれの特性や基礎能力を活かした職業能力の開発、生活する上での基礎となる就労または研修環境を提供し、更に社会環境の整備並びに障害者及び保護者を始めとする関係者への本質的な支援活動に関する事業を実施し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第497号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年9月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人創造の樹
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山川 賀壽雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉岡温泉町789-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、木に文字を彫る技術を性別、年齢を問わず又、障がいの程度に応じ指導と普及を図ることにより、彼らの主体的な学びと自立的な成長を応援し、地域社会での自立と自活及び社会参加を生涯にわたって支援する事業を行い、健全な精神保健福祉の社会環境の整備と生活支援体制の確立に寄与することを目的とする。また、目的を達成するための施設の設立並びに運営、作品の販売先の確保、促進を目指す。

鳥取県告示第498号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県救急医療体制高度化検討委員会	ドクターヘリの単独導入及びドクターカーの運行範囲の拡充等に関する事項	平成27年7月10日から平成28年3月31日まで	健康医療局医療政策課

鳥取県告示第499号

知事指定候補薬物の指定を解除したので、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号等	指定年月日	解除年月日
平成26年鳥取県告示第819号(2)	平成26年11月28日	平成27年7月10日
平成26年鳥取県告示第819号(8)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第819号(14)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第819号(26)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第819号(27)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(1)	平成26年12月26日	〃
平成26年鳥取県告示第895号(3)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(4)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(5)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(6)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(7)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(13)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(14)	〃	〃

平成26年鳥取県告示第895号(15)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(17)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(19)	〃	〃
平成26年鳥取県告示第895号(20)	〃	〃
平成27年鳥取県告示第100号(1)	平成27年2月20日	〃
平成27年鳥取県告示第100号(5)	〃	〃
平成27年鳥取県告示第100号(7)	〃	〃
平成27年鳥取県告示第100号(13)	〃	〃
平成27年鳥取県告示第100号(20)	〃	〃
平成27年鳥取県告示第100号(22)	〃	〃
平成27年鳥取県告示第100号(24)	〃	〃
27-知候5	平成27年4月14日	〃
27-知候7	〃	〃
27-知候8	〃	〃
27-知候10	〃	〃

鳥取県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年7月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ぼや ーじゅ	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町 西二丁目555	平成26年9月3 日	平成26年9月30 日	通所介護
あしかわ合同会 社	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温 泉三丁目671- 3	平成27年2月27 日	平成27年3月31 日	訪問介護

鳥取県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年7月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ぼや ーじゅ	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町 西二丁目555	平成26年9月3 日	平成26年9月30 日	介護予防通所介 護
あしかわ合同会 社	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温 泉三丁目671 -3	平成27年2月27 日	平成27年3月31 日	介護予防訪問介 護

鳥取県告示第502号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のあった次の農用地利用配分計画を平成27年7月6日認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
岩美郡岩美町大字大谷586 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷及び大字岩本の一部
岩美郡岩美町大字牧谷367 濱崎 孝雄	岩美郡岩美町大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字黒谷102 農事組合法人小田みなみ	岩美郡岩美町大字延興寺の一部
岩美郡岩美町大字岩井169-2 有限会社いわみ農産	岩美郡岩美町大字宇治の一部
岩美郡岩美町大字太田117 吉田 保雄	岩美郡岩美町大字本庄の一部
八頭郡八頭町福地287 安部 寛	八頭郡八頭町市場、福地及び野町の一部
八頭郡八頭町市場396 山崎 儀章	八頭郡八頭町市場の一部
八頭郡八頭町野町110 田中 正則	八頭郡八頭町野町の一部

鳥取県告示第503号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11438100 218	烈作2604	肉用牛 黒毛和種	平成26年 2月16日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美津照重	まり1	2級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11438100 508	華幻2619	〃	平成26年 3月5日	〃	美津百合	てるひめ	〃	〃
11438100 652	沢羽2627	〃	平成26年 3月10日	〃	沢茂勝	さくらきた	〃	〃
11438100 713	隆胸2629	〃	平成26年 3月19日	〃	隆之国	さつきふじ	〃	〃
11438100 829	知康2635	〃	平成26年 3月29日	〃	菊知恵	ふじはるやす 2	〃	〃
11438100 904	知免2638	〃	平成26年 4月5日	〃	〃	かみふくひさ	〃	〃
11438100 980	隆聖2641	〃	平成26年 4月11日	〃	隆之国	やすみつ	〃	〃
11438101 024	朝雅2644	〃	平成26年 4月18日	〃	美国桜	みつひさ1の 1	〃	〃
11027570	勝安波	〃	平成13年	鳥取県	平茂勝	しげふく1	1級	東伯郡琴浦町

590			12月16日	鳥取市				鳥取県畜産試験場
11254146 353	百合白清 2	"	平成22年 1月23日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合茂	みどり	"	"
11259297 135	白鵬85の 3	"	平成22年 1月 3日	"	勝忠平	"	"	"
11259014 732	夏美安	"	平成22年 3月22日	"	勝安波	なつみ	"	"
11304174 343	百合福久	"	平成22年 11月30日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	百合茂	ふくやすふく	"	"
11337797 885	平白鵬	"	平成23年 3月19日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	平茂晴	みどり	"	"
11335577 915	多美福	"	平成23年 5月 7日	宮崎県 西臼杵郡 日之影町	福之国	たみこ	"	"
11230059 103	勝茂久	"	平成23年 11月29日	鳥取県 日野郡 日野町	安福久	ひめいわ66	"	"
11381947 823	礼美茂	"	平成24年 4月 3日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合茂	れみ	"	"
10840858 526	関 5 双葉 3	"	平成23年 4月18日	鳥取県 倉吉市	福西松	せき 5 ふたば	"	"
11344687 391	桜 5	"	平成25年 3月17日	鳥取県 日野郡 日野町	勝安波	さくら	"	"
11258408 112	麗美福	"	平成25年 5月12日	鳥取県 西伯郡 大山町	"	れみ	"	"
11349877 896	隆福也	"	平成25年 7月20日	鳥取県 鳥取市	隆之国	ふくふく	"	"
11347869 398	元花江	"	平成25年 8月17日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	安福久	もとはな 2	"	"
11351747 347	勝美照	"	平成25年 11月 8日	"	勝安波	かつただてる 2	"	"
11364784 339	八重栄	"	平成26年 6月 1日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	八重勝	みなづき	2級	"
31231010 017	トットリ デー 9362	豚 デュロック 種	平成21年 7月10日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 8125	トットリ デー 8249	"	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場

31231010 019	トットリ デー 1137	〃	平成23年 3月1日	〃	トットリ デー 9292	トットリ デー 9104	〃	〃
31231020 001	トットリ デー 2082	〃	平成24年 2月11日	〃	トットリ デー 9028	トットリ デー 9413	〃	〃
31231020 002	トットリ デー 2115	〃	平成24年 2月25日	〃	トットリ デー 9147	トットリ デー 9035	〃	〃
31331010 009	トットリ デー 6 2323	〃	平成24年 8月26日	〃	トットリ デー 9354	トットリ デー 9083	〃	〃
31331010 010	トットリ デー 2 2352	〃	平成24年 10月10日	〃	トットリ デー 9439	トットリ デー 9037	〃	〃
31331010 012	トットリ デー 6 2379	〃	平成24年 11月17日	〃	トットリ デー 9341	トットリ デー 9267	〃	〃
31331020 002	トットリ デー 7 3007	〃	平成25年 1月5日	〃	トットリ デー 9060	トットリ デー 9422	〃	〃
31431030 001	トットリ デー 7 3135	〃	平成25年 5月15日	〃	トットリ デー 9199	トットリ デー 9023	〃	〃
31431030 002	トットリ デー 7 3136	〃	〃	〃	トットリ デー 9199	トットリ デー 9023	〃	〃
31431030 003	トットリ デー 8 3149	〃	平成25年 6月1日	〃	トットリ デー 9208	トットリ デー 9288	〃	〃
31531020 001	トットリ デー 4 4234	〃	平成26年 8月3日	〃	トットリ デー 1479	トットリ デー 4 2194	〃	〃
31431030 005	トットリ ビー 1 3056	豚 パーク シヤー種	平成25年 6月19日	〃	トットリ ビー 1 2091	トットリ ビー 1 2043	〃	〃
31431030 006	トットリ ビー 1 3062	〃	平成25年 6月21日	〃	トットリ ビー 1 2067	トットリ ビー 1 2118	〃	〃
31431030 007	トットリ ビー 1 3081	〃	平成25年 6月24日	〃	トットリ ビー 1 2003	トットリ ビー 1 2056	〃	〃
31431030 008	トットリ ビー 1 3109	〃	平成25年 6月27日	〃	トットリ ビー 1 2032	トットリ ビー 1 2026	〃	〃

31431030 009	トットリ ビー 1 3132	〃	平成25年 6月30日	〃	トットリ ビー 1 2038	トットリ ビー 1 2046	〃	〃
31531020 002	トットリ ビー 1 4032	〃	平成26年 8月20日	〃	トットリ ビー 1 3034	トットリ ビー 1 3078	〃	〃
31231010 026	トットリ エル 10484	豚 ランド レース種	平成22年 8月16日	〃	861 アレキ サンダー サ リー ファン ダ	トットリ エフ 7348	〃	〃
31431030 010	785 トットリ 4 3800	〃	平成25年 11月3日	〃	785 エー ビー ファー リア ウイル マ	トットリ エル 1478	〃	〃
31431030 011	ウイルマ ファーリア 7 3805	〃	平成25年 11月4日	〃	ウイルマ ファーリア シー 626	ファーリア ルーク アジューデン ト 939	〃	〃
31531020 003	トットリ ダブル 9 4303	豚 大ヨーク シャー種	平成26年 4月24日	〃	トットリ ダブル 1418	トットリ ダブル 10167	〃	〃
31531020 004	トットリ ベター 8 4567	〃	平成26年 8月1日	〃	トットリ ダブル 1446	ベター フ レッド ト レーン 706	〃	〃
31531020 005	484 トットリ 10 4659	〃	平成26年 9月10日	〃	484 トットリ 4 2601	トットリ ダブル 10167	〃	〃

鳥取県告示第504号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成27年7月10日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所 の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び 面積	採取をする岩石の種 類及び数量	採取の期間	
吾妻産業株式 会社 代表取締役 岡村 則男	岩美郡岩美町 新井555-1	岩美郡岩美町大字岩 本字溝黒977外12筆 (9,692.31平方メー トル)	風化花崗岩 (15,599.5立方メー トル)	平成27年6 月23日から 平成30年6 月22日まで	平成27年6月 23日

鳥取県告示第505号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
NPO法人陽なた	境港市夕日ヶ丘二丁目80	NPO法人陽なた	境港市夕日ヶ丘二丁目80	平成27年7月1日	児童発達支援

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成27年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成27年10月15日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成27年10月15日（木）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第29会議室、第32会議室及び第34会議室

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
 - ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識）1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）8分
- (5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成27年8月3日（月）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、平成27年8月28日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部生活環境事務所（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糞町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 平成27年10月26日（月）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の生活環境事務所若しくは各総合事務所生活環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。